

2026年1月13日

アメリカ合衆国によるベネズエラ攻撃に抗議し、  
国際法を尊重し平和的解決を求める声明

日本キリスト教婦人矯風会は、現地時間1月3日未明に始まったアメリカ合衆国トランプ政権によるベネズエラの首都カラカスへの軍事攻撃とマドゥロ大統領夫妻の拘束に強く抗議します。

報道によれば、米軍は爆撃機・戦闘機など150機以上を投入し、ベネズエラ側の死者は判明しているだけで100名以上、負傷者も同程度に上るとされています。国連憲章第2条4項は、自衛権の場合を除き、他国への武力行使や武力による威嚇を禁止しています。今回の急襲は、この武力行使禁止原則に明らかに反しています。

また、米国は近年、多数の国際機関からの脱退を表明しており、その中には、ジェンダー平等に取り組む「国連女性機関(UN Women)」や、子どもへの暴力問題を扱う国連事務総長特別代表事務所など、私たちが重視する分野の機関も含まれており、深い憂慮を禁じ得ません。

日本国憲法前文は、「いずれの国家も自国のことのみに専念して他国を無視してはならない」と述べ、普遍的な政治道徳の法則に従うことを誓っています。私たちは、武力によらない平和と核廃絶を訴え、女性と子どもが安心して生きられる社会の実現を目指して活動してきました。

力による現状変更は断じて容認することはできません。

平和憲法を有する市民として、米国の武力行使によるベネズエラ攻撃とマドゥロ大統領夫妻拘束に強く抗議し、国際法の諸原則を尊重し、事態を平和的に解決することを求めます。

公益財団法人 日本キリスト教婦人矯風会